

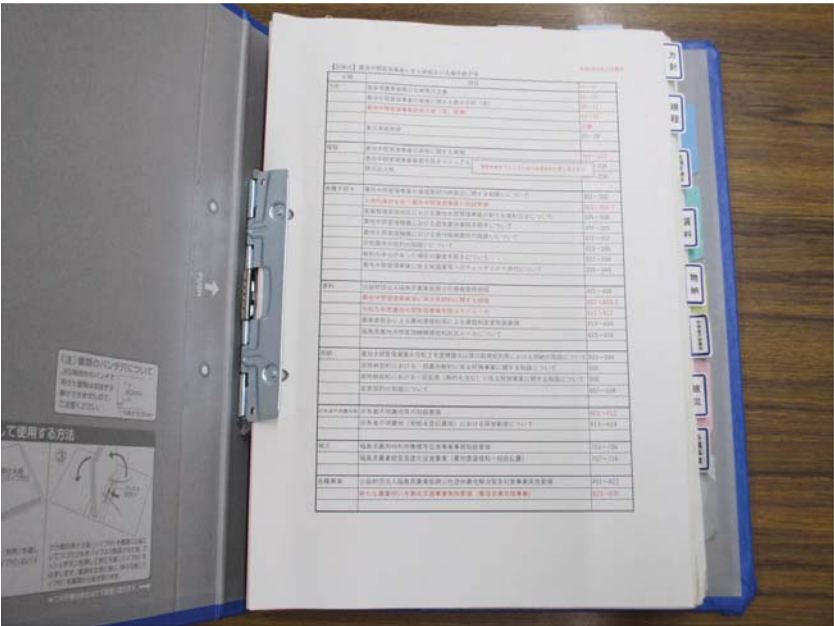
農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

農地中間管理事業に係る規程及び 各種手続きファイル「虎の巻」(福島県)

■福島県農業振興公社では、令和3年度に、農地中間管理事業に係る規程や各種手続きを網羅した「虎の巻」(紙ファイル)を作成し、本社の職員をはじめ現場の全ての農地相談員に配布した。

■以前は、手続きやルールが分からないときにベテランに相談する「知る人ぞ知るルール」が多かったが、考え方やルールを一冊に保存したことで、必要な情報を誰でもすぐを知ることができるようになった。

■一回作成したら終わりではなく、継続的にファイルを更新(6回)し、情報のアップデートを行っている。

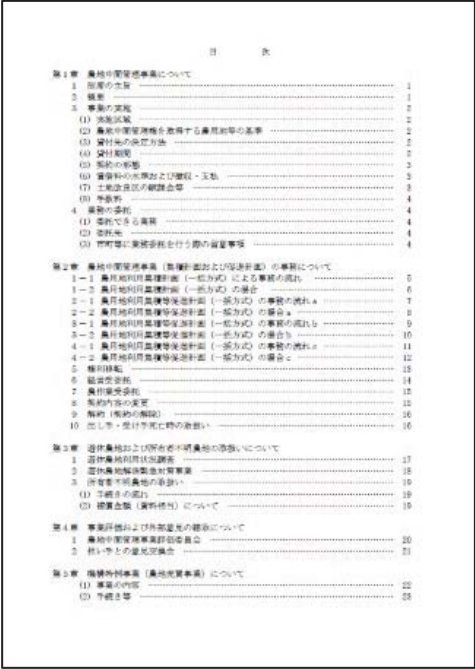
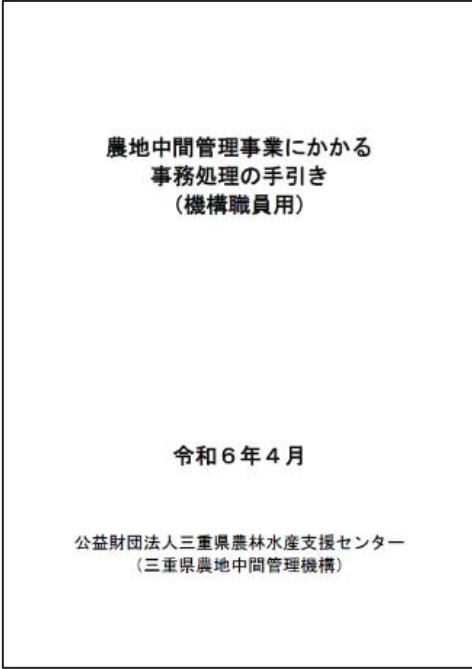


▲虎の巻ファイル

事務手引書を作成し、 業務水準の均質化を図る(三重県)

■三重県農林水産支援センターでは、令和5年度に、人事異動などで新たに担当することになった職員向けに、関係法規や知識の早期習得ができる「事務手引書」を作成した。

■「事務手引書」では、農地中間管理事業に関する制度や業務の手順を詳細に記載し、初めて業務にあたる職員にとって“日々の業務遂行の拠り所”として活用できる内容とした。この事務手引書は市町、県(出先機関)にも共有しており、業務水準の均質化につながっている。



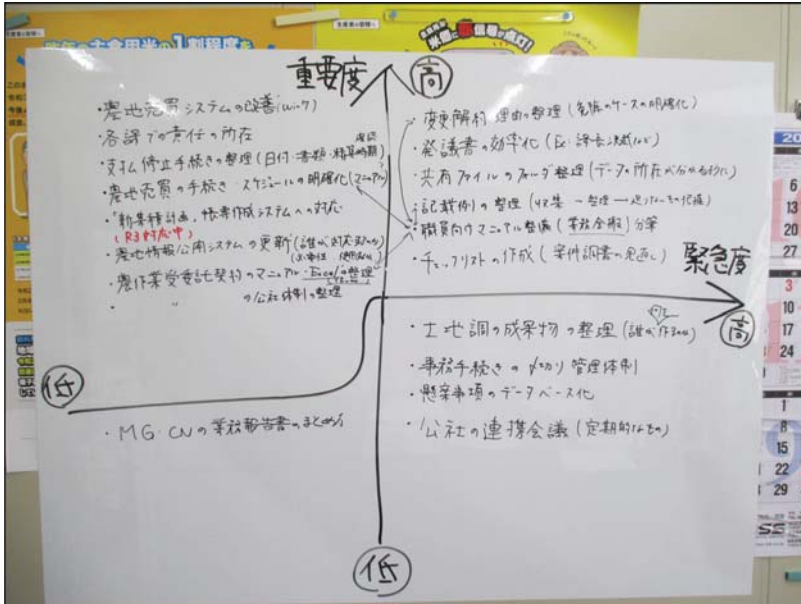
▲事務処理の手引き(一部抜粋)

農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

業務改善に係る検討チーム 「カイゼンチーム」の設置(福島県)

■福島県農業振興公社では、農地中間管理事業に係る業務の円滑な遂行に向け、令和3年度に、事業推進や総務・企画などの担当者からなる「カイゼンチーム」を設置し、日々の業務で見直しが必要と感じている手続き等を洗い出し、改善を検討している。

■更に「カイゼンチーム」の中に、①法改正に基づく貸借マニュアル、②農作業受委託、③売買、④各種システム改修、⑤各種細かい手続きといった事項毎に「カイゼン班（経験年数が長い担当者など4～5名）」を設けて、詳細に検討している。



▲カイゼンチームの検討事項

■「カイゼン班」における検討期間は、数ヶ月～半年を目安とし、定期打合せにおいて各班の進捗を確認している。

■上記①～④は令和５年度の法改正に伴う検討のため設置し、その結果、円滑に手続きを実施できた。

⑤については、農地中間管理事業に係る規程及び各種手続きとして整理すべき事項などを話し合い、業務の改善・円滑な遂行につながっている。

業務の効率化(埼玉県)

■埼玉農林公社では、農地中間管理事業による貸借実績が少なく、担当者の経験が浅い市町村等向けに、令和5年度から、出し手・受け手が提出する書類の記入方法を示した説明書類を作成し、説明会等で活用している。

■これにより、書類の書き方がわからない出し手や受け手に対し、担当者がその場（説明会）で説明できるようになり、当日の書類回収率が向上し、業務の効率化が図れている。



様式阿6-1 (農地中間管理事業法第18条関係、同法施行規則第21条関係)

印

農地中間管理事業法に基づく接受申請書

令和 年 月 日

(受取先)

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹
(〇〇市町村経路)

住所
氏名

〇〇市〇〇地区〇〇地区5
株式会社●●●●●
代表取締役●●●●●

印

代表者名も記入してください

下記農地について、(資信種)は(信用設備)の設定を希望するもので申し出ます。

記

権利の授けようとする土地	面積 (㎡)	用途	期間	対価 (円)	支払期日	備考
登記簿謄本および ※大字、小字を必ず 記入してください			短期も忘れずに 記入してください		小敷点以下は 切り捨てず	
〇〇市大〇〇〇〇市 〇〇1234地区	543	農業用	1年未満 ●●●●●	2,334円 ●●●●●	12月 ●●●●●	●●●●●
耕作物が水灌など 入、それ以外なら額			1年未満 ●●●●●	2,334円 ●●●●●	12月 ●●●●●	●●●●●

2 特記事項

部分貸しの場合は
〇〇㎡から〇〇㎡

2筆以上の場合は、所在・地番を「別紙の表」
とし、別紙作成でも可

3 農機貸受事業について

接受申請書の提出により、以下の事項について説明を受け承諾します。

(1) 農機貸受事業 (土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第8条7号の3第1項の土地改良事業をいう。) は、農地中間管理機構が担い入っている農用地等を対象に、農地所有地の所有者や受け付けの都府県に よらず、埼玉県内の事業実施者となつて、農業者の農用地利用促進を主として農地改良事業 (これに付随する農業、農業利用施設、農産物の生産をいう。) 、農業利用排水利用、農産加工・貯蔵等の事業を行う公益型事業です。機構に貸し付けした農用地等については、農機貸受事業が行われることは、埼玉県各市町村、地域の農地や組い手の実態、農機貸受等を考慮した上で決定されます。

(2) 機構から受け取っている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金 (工事を実施し得る金額) が徴収されます。

[illegible]

▲記載例の作成（借受申出書、利用権設定等申出書）

農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

書類・手続きの簡素化(秋田県)

■秋田県農業公社では、令和5年から、農地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画の作成の際、出し手・受け手が自署を行う場合は、押印を省略可能とし、当事者の負担を軽減している（農用地利用集積等促進計画の例）。

この計画に同意する。			
利用権の設定を受ける者	住所	(同上)	氏名又は名称(自署)
利用権の設定をする者	住所	(同上)	氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所	(同上)	氏名又は名称 (同上)

▲農用地利用集積等促進計画の自署欄

農地バンクの活動紹介【県単独事業】

バンク単独事業による 集積・集約化の支援(宮城県)

■みやぎ農業振興公社では、令和元年度から、農地中間管理事業の手数料の一部を活用して「担い手集積支援事業（単独事業）」を実施しており、地域の話し合いや担い手への支援を行い、農地の集積・集約化を後押ししている。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

① 地域タイプ

1万円以内／会議

まずは、話し合いからスタート！

1) 会場借上費
2) 資料印刷費
3) お茶代
4) その他費用

地域ぐるみでの話し合い

農地中間管理事業等
支援事業活用のきっかけ

機構から転貸された農地について担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに機構から転貸された農地。5ha以上（機構の指定する中山間地域は2ha以上）が対象

規模拡大！

出し手 機構 担い手

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について他の機構転貸農地と農地交換することで集約化（1ha以上（機構の指定する中山間地域は0.5ha以上）につながった場合、担い手へ

③ 集約化タイプ

200円／a

※1経営体当たり10万円以内

完成！ 農地シャッフル！

担い手同士の農地交換（分散解消）

農地中間管理事業の活用

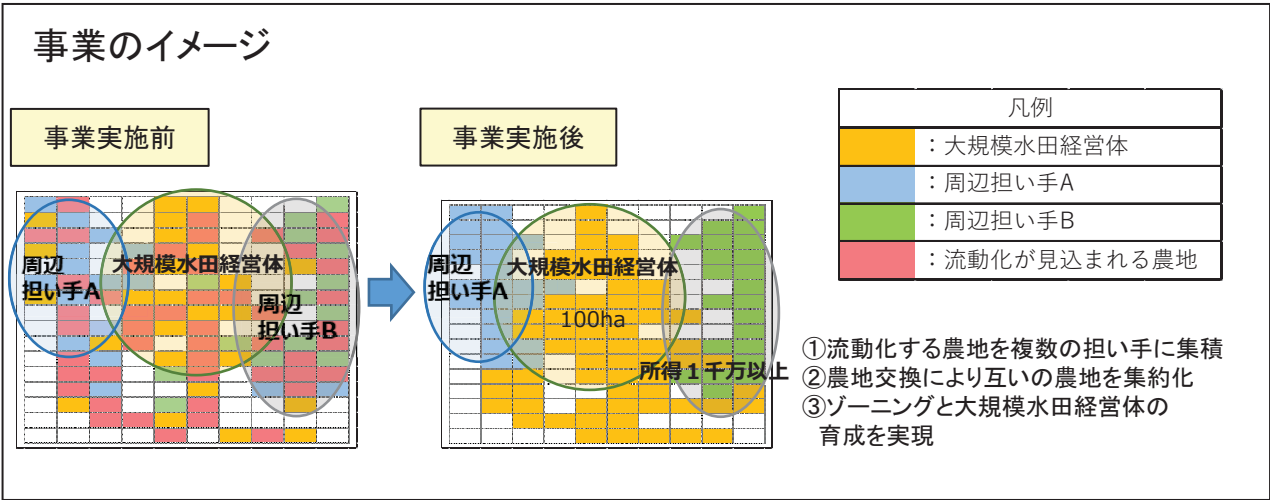
■令和5年度末までに、①地域タイプは20件、②は600経営体が事業対象となった。（③は実績なし）

県単独事業の活用 (茨城県)

■茨城県では、農業の成長産業化を目指し、水田農業の所得向上モデルとして、集約化に重点を置いた大規模水田経営体（100ha規模）を短期間（R4～R6）で育成する取組「農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業（県単独事業）」を県内3地区で実施している。

■各地区に推進チームを設置、農地集積推進員の配置を行い、地元説明会、担い手の営農意向確認、地権者への戸別訪問などにより推進を図っている。

■農地中間管理機構を活用した農地貸付に協力する農地所有者への協力金の交付（4万円／10a）や農地交換に協力する耕作者への交付（2万円／10a）を行うとともに、生産性の向上による所得増を図るため、省力化に必要となるICT等先端技術の導入に関する補助（国補事業を活用した際の県上乗せ補助：1/6以内、上限400万円）を行っている。



農地バンクの活動紹介【遊休農地解消】

集落全体を 遊休農地解消緊急対策事業でリノベーション(山口県)

■山口県のA地区（中山間）では、長年、遠方（車で40分）の法人が耕作してきたが、経営悪化に伴い経営面積を縮小したため、遊休農地となった。

■やまぐち農林振興公社では、まとまった農地の借受を希望した農業者（市外在住）が、当該地区での営農を希望したため、令和5年、農地中間管理権を取得（6.9ヘクタール）するとともに、農業者と調整し、遊休農地解消緊急対策事業を活用した。なお、その際、除草や耕耘は農業者自らが実施することとした。



▲活用前



▲活用後

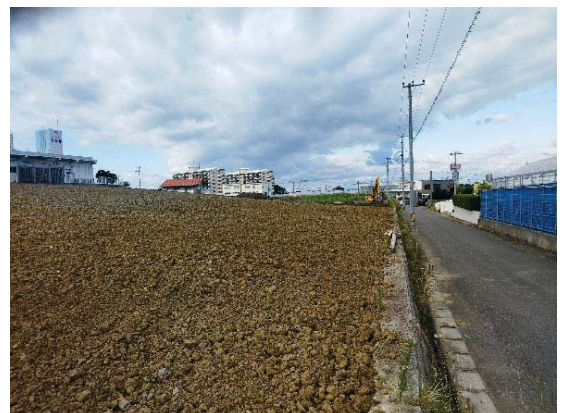
バンクの介在による 遊休農地の活用促進(沖縄県)

■沖縄県農業公社では、温暖な気候等で雑木やススキ等の生長速度が速く補助事業を活用した迅速な対応が難しい状況を踏まえ、平成30年から、農地中間管理事業を活用しつつ、受け手が遊休農地の解消工事を実施した上で、農地の受け手が機構に支払う（機構が出し手に支払う）賃借料を、遊休農地の解消に係る費用として相殺する（出し手は賃借料を受け取らない）取組を行っている。

■出し手と受け手の意向（遊休農地の解消工事に係る費用を負担できない）の双方に対応することが可能となっており、これまで14.5ヘクタール（～令和5年度）を対象とした。



▲解消前



▲解消後